



# 食品の大翔と札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 140011号)

食品の大翔と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

食品の大翔は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

## ◆ 基 本 項 目 ◆

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理            | 2 商品の品質管理    |
| 3 従業者等の衛生管理           | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 |              |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成26年7月24日

食品の大翔  
代 表

札幌市  
市 長

竹口 弘子

上田 文雄

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 商品の品質・鮮度・適正表示の確認を行い、安全・安心な食品を提供します。
- 商品の消費期限・賞味期限の管理を徹底するとともに、陳列前にスタッフ全員で試食し、確認します。
- 商品取り分け、詰める際も常に素手ではなく手袋を着用しています。  
又、販売の際、計り売りする際、全て手袋着用。  
又、使用する包丁、ハサミは消毒後使用します。
- 陳列棚は、商品陳列前に必ず清掃します。
- 開店前、閉店後、店舗内を清掃します。